

第38集

あかゐい こころ

差別のない明るい社会を目指して



江府町教育委員会
江府町人権・同和教育推進協議会
江府町

目次

先祖の歴史 1

部落差別解消推進法が制定されました 5

差別の現実（なぜ繰り返される差別事件） 8

第二十回「人権・同和問題啓発標語」入選作品 11

第二十回「人権・同和問題啓発作文」入選作品
最優秀賞作品
『誰か』 江府中学校 三年 渡部 美羽 12



「先祖の歴史」

各家庭には家の歴史、集落には集落の歴史、国には国の歴史があります。江戸時代に固定化されたと言われる被差別部落には、それぞれの集落に様々な形で歴史が伝えられています。これらを見ると差別が意図的に作られた事がよくわかる事例があります。『被差別部落』は自然にできたものではありません。時の為政者の都合のいいように作り上げられたものなのです。それはいつからだったのでしょうか。身近にある事例を紹介いたします。

※注2

本町五丁目には、「表」^{おもて}という分限者^{ぶんげんしや}がいたという伝承があります。集落はもと小江尾川と船谷川の間であり、洪水によって流されました。狭い場所ではありますが、集落のできた当初は二・三軒であったと思われますので、特別に粗悪な場所とは思われません。それよりも、人々の往来の分岐点であり、何らかの情報収集の役目もあったものと思われれます。ここに「表」という分限者が何故に出現したのでしょうか。以前は差別に対し祖先を誇張して心の支えにしたものではないかと言われることもありましたが、冷静に資料を観察すると、

※注1 為政者・・・政治を行う者。

※注2 分限者・・・財産家。

必ずしもそうとは言えない状況が見えてきます。そもそも被差別部落の人たちは、身分制度の中では、武士の支配を受け、命ぜられる仕事に対しては、それに見合った給金を与えられていました。ことに死牛馬の処理は特権として任されており、年間に皮一頭分を納める程度で、あとは自由に販売することができていました。大山寺領を除く現在の江府町内の死牛馬が年間数頭とは思えません。皮の処理は若干面倒というものの、売ってかなりの現金を得ていたと考えられます。それは、墓石が笠付きに作られていることにも表れています。ある時期から幕府、続いて藩から差別対策で弾圧されるようになり、墓石は江戸時代末期に途絶えています。が、「表家」は確かに存在していたと思われる。

米子のある集落には、「衣那荒神」がまつられています。荒神ですので、鳥居はありませんが、線香を立てて参拝しています。被差別部落には、宗派が強制されましたので、神をまつる風習から阿弥陀信仰へと変換をせまられました。そのため、それまでまつっていた神を仏として継続して今日まで崇拜してきました。「衣那」とは「胞衣」であり、胎児を包んでいた胎盤のことで、「後産」とも言います。母親の胎内において生児と共存していたということから両者は同一のものと考えられ、人の一生の運命は胞衣の取り扱いによって決まるという俗

信が生じ、その処理には各地で種々の作法が生じるようになったと考えられています。ほんのこの前まで、ほとんどの集落には「後産墓」の場所が決められていました。このように「衣那（胞衣）荒神」は特別なものではなく、安産と子どもの健やかな成長発達の守り神として信仰されてきました。この集落では、荒神の前で奉納相撲をすることが恒例の行事でした。この集落の人たちは、被差別部落に組み込まれる以前にまつっていた荒神を、江戸時代を通じて仏としてまつり続けてきました。差別の厳しい中であつても、子どもの健やかな成長を守る神を守ってきた熱い思いは、いつの時代の親も変わらないことを伝えています。

江戸時代から存在する村々には、石造りの「三界万霊等（塔）」「六地藏尊」が並べて造立されています。「三界万霊等」とは、人が生死往来する三界に存在するすべての霊を供養するためのものです。「六地藏尊」は、人の死後、生前の行いによって生まれ変わっていくと



言われる天上、人間、餓鬼、修羅、畜生、地獄の六種の迷いの世界に地蔵尊があらわれ、人々を救うと信じられたことから六種の地蔵尊を造立ぞうりゅうしています。死者の供養※注3としての性格上、村の共有のものであるために、複数の篤志者とくししやによって造立ぞうりゅうされています。鳥取県西部では、元禄時代（一六八八～一七〇三）後期から造立ぞうりゅうが始まります。被差別部落にも享保十四年（一七二九）に造立ぞうりゅうした地区があります。大きさ、形共に一般的なものと異なった点は見当たりませんので、造立ぞうりゅうに当たったの特別な軋轢あつれきは見当たりません。しかし、この後五十年後に幕府の差別政策、七十年後に鳥取藩の差別政策が行われるようになり、墓石も立てられなくなります。差別政策の行われる以前は、この地区では特別な存在としての意識がなかったことが実証できます。

いかがですか、ある時期を境に時の為政者によって先祖や神仏を想うことすら抑制されたことがうかがわれます。



※注3 篤志者・・・志のあついで者のこと

部落差別解消推進法が制定されました

平成二十八年十二月、「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。この法律には、目的や基本理念、国や地方公共団体の責務、相談体制の充実や教育・啓発、実態調査の実施などが示されています。罰則規定はなく、理念を定めた法律ではありますが、国が「部落差別が現在もなお存在する」ということを認め、解消しなければならない人権課題であるという根拠を示したという点で、とても意義深い法律です。

第一条（目的）では、

- ① 現在もなお部落差別が存在すること
- ② 情報化時代にあつて、部落差別の状況が変わってきていること
- ③ 部落差別を解消することが重要な課題であること

をふまえて、部落差別解消の基本理念を定め、部落差別のない社会を実現することを目的に定めています。部落差別を国民的課題と位置づけ、国が責任をもって解決しなければならないと初めて確認したのは、昭和四十年に出された「同和对策審議会答申」にさかのぼります。答申が出されて五十年あまり。この間、同和問題の解決に向けて、行政はもちろん、企業、地域、学校等において様々な取り組みが

なされ、部落差別に対する認識も変わってきました。しかし、法律にも示されたように部落差別が完全に解消されたわけではありません。

①現在もなお部落差別が存在すること

「部落差別は昔のこと」そんな考えを持っている人もいます。たしかに、日常生活で、あからさまに差別をする人を見かけることはありません。しかし、結婚や居住地選びなど、人生の節目にあたる時期に、この問題についてこだわりを持つ人がいなくなったわけではありません。また、最近の県内の差別事象を見ても、電話による問い合わせや、嫌がらせのはがきの投函、また、見るに堪えない落書き事件など、部落差別が解消されたとは言えない事件も起きています。

②情報化時代にあつて、部落差別の状況が変わってきていること

情報化社会が進展し、スマートフォンなどにより、どこにいてもインターネットから様々な情報を知ることができる便利な時代になりました。

しかし、その一方で情報化を悪用し、差別を広げようとする動きも出てきました。インターネットを通じて同和地区を特定するようそのかすグループが現れたのです。このことは、差別を助長し、身元調査等に悪用される危険性も



あります。それなのに、それを取り締まる法律がないのが現状です。

③ 部落差別を解消することが重要な課題であること

人が人を差別することは許されることではありません。差別されないということは、日本国憲法の三原則の一つでもある基本的人権の根本となるものです。部落差別の問題が解決しないかぎり、憲法が守られる国にはなりません。

また、結婚は、当事者の意志によって成立するべきものですが、部落差別の問題が解決していないため、人々のこだわりや偏見が、結婚を阻害するようなことも起きています。このように、部落差別の問題は、誰にでも関わりがあり、解決しなければならぬ重要な問題だと言えます。

第二条の基本理念の中に、「部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深める」という言葉があります。この問題の解決のためには、国民である私たちが部落差別とは何か、人権を大切にする世の中とはどうあるべきかを考えて、部落差別のない社会に向けて行動することが大切です。

法律が制定されたことを契機に、一人一人がかけがえのない個人として尊重される世の中にするため、誰もが部落差別の問題と向き合うことが大切ではないでしょうか。



差別の現実（なぜ繰り返される差別事件）

平成二十八年六月二十六日に告発文が部落解放同盟鳥取県連合会に届けられ、江府町内のH営業所での、差別発言事件が明らかになりました。

この営業所では、平成二十六年七月頃からT職員が「同和地区の人間はバカばかり」・「部落の人は牛を殺しとったけん、川の側に住んどるでしょ」・「部落の人はすぐキレル」などと、同和地区住民や同和地区出身者を見下す差別発言を、繰り返し行っていました。

差別発言に対して、同僚で被差別部落出身のMさんが再三注意を行いました。が、改める様子はありませんでした。職場内での人権研修を受ける態度も、自分には関係のない問題だとして真剣に研修を受けていない様子に、Mさんは、研修後の感想文にも職場で差別発言があると



記入して提出しましたが、取り上げられませんでした。その後の調査によると、外部から本社のコールセンターに電話があり、差別事件が会社内で発覚したものでした。Mさんの訴えを直属の上司は個人的な問題として片付けようとし、また、別の上司も感想文のチェックを怠ったために発覚が遅れたものでした。

差別発言をした丁職員は、幼いころより祖母から同和地区に対する誤った知識を刷り込まれ、同和地区に対する偏見を抱き続けていました。その後、学校教育の中で同和教育を受け、社会教育の中でも同和問題学習を受講したにもかかわらず、自分自身は差別していない人間であると思い込み、学校同和教育や社会同和教育を、他人ごととして取り組んだ結果、同和地区に対する偏見を払拭^{へんしつ}する事が出来ず、同和地区に対する正しい理解が出来なかったための発言でした。加えて、同和地区住人Aさんとの個人的トラブル（利害関係）が発生したことで、根強い差別意識があらわれ、差別発言を行ったのでした。今回の差別発言事件の中で、上司が個人的問題としたことや、部下からの提出文書を確認していないこと等、担当する上司の人権意識の低さ、管理体制の杜撰^{ずせん}さが浮き彫りとなりました。一方で学校同和教育は、一人一人の子どもに正面から向き合い、学習が進められて来たのでしょうか？ 社会同和教育を進める中で、真に受講者と向き合えた学習がなされたのでしょうか？ 今一度人

権同和教育の在り方を見つめ直し、子どもたちが、また受講者が置き去りにされない人権同和教育を行っていかなくてはなりません。

このような反省の下、会社は、事件発覚後の四月よりＴ職員に対しての人権同和教育に関する学習を月二回行い、現在も引き続き学習が行われています。Ｔ職員は学習を積み重ね、同和教育問題に対して理解が進みつつあります。今後も人権同和教育を重ねる中で意識の改革がなされ、人権意識の高い一人の人間として成長することを期待しています。

今回ここで紹介した差別事件は、県内で発生する差別事件のほんの一例にすぎません。他にも差別落書きやはがき・封書による差別事件、土地問い合わせ事件、インターネットでの差別書き込みやインターネット版地名総鑑など、様々な形で差別が多発しています。なぜ差別は無くならないのでしょうか……。なぜ差別は繰り返されるのでしょうか……。私たち一人一人が差別の現実^{そむ}に目を背けずに、差別の現実から深く学び、差別は許されないという認識の下に自らの問題としてとらえ、差別を解消していく事が、重要なのではないのでしょうか。



第二十回 「人権・同和問題啓発標語」 入選作品

【小学生標語】

◆最優秀賞

差別なし 口先でなく 行動に

六年 加藤 希望

◆優秀賞

「だいじょうぶ。」って いわれたら こころがとってもあったかい

一年 筒井絵梨乃

気づいたら ちかくにあった なかまの手

二年 沢山 凜

ありがとう その一言で えがおだね

三年 加藤 愛結

何よりも みんなのきずなが 一番だ

四年 谷田 花奈

「だめだよ」と いえる勇気が 必要だ

五年 小谷 奏斗

(江府町が平成二十八年度に募集した啓発標語入選作品です。)

第二十回 「人権・同和問題啓発作文」 入選作品

【中学生作文】

◆最優秀賞

誰か

江府中学校 三年 渡部 美羽

今、あなたの身のまわりでいじめが起きているとしたら、どうしますか。その人を助けますか。それとも一緒になってその人をいじめますか、見てみぬふりをしますか。

もし、私の身のまわりでいじめのようなものが起こっていても、私はその人を助けたり、一緒になっていじめたりもしないです。私は、見てみぬふりをすると思います。おそらく多くの人が「自分には関係ない」「巻き込まれたくない」「助けたいけど、次にいじめられるのは私かもしれない」と思っていると思います。わざわざ自分から巻き込まれにいききたいと思っていく人はあまりいないと思います。自分じゃない「誰か」がどうにかしてくれる。これは大人にも子どもにも言えることですが、いじめなどに関わらず、みんな知らない「誰か」にたよって日々生活しているのです。

例えば、クラスで何か役割や係を決めたりするときに、やりたいものがある人はすぐに決まります。ですが「あと一人足りないからこの役やってくれる人」というときになかなか決

まりません。みんな他の「誰か」がやってくれるとたよっているからです。そして、その「誰か」になってくれる人がでると、私がやらなくて良かったとみんな安心します。ですが、その「誰か」になった人はなりたくてなったのではなく、「誰もやらないなら私がしよう」と思い、なったのだと思います。

「自分の意見はちゃんと持ちましょう」と言いますが、自分の意見を持つてばかりだと話が進まなかったり、さきほど話した「誰か」になってくれる人は出てきません。だから、自分の意見はちゃんと持つけど、まわりを見て判断することも大切です。

みんなどんなにめんどくさくても、どんなに嫌でも、その「誰か」がいなければ、何も変わらないということに早く気づいた方がいいです。

何かを変えるためには、まず自分が変わらないといけないと思います。私の身のまわりでいじめが起こっていたら、クラスで何かが決まらなかったら、「誰か」にたよるのではなく、私がその「誰か」になりたいです。

◆優秀賞

「いじめる人、いじめられる人」

一年 遠藤 郁海

「私の祖母」

二年 三輪 みゆき

（江府町が平成二十八年度に募集した啓発作文入選作品です。）

生涯学習基本テーマ
明日へ生きる私を求めて

第38集/2017年8月9日

印刷 富士印刷有限公司
イラスト 戎谷 悠作